

金ケ崎町新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育所等の臨時休園措置等に係るガイドライン

(令和4年11月16日 改訂)

## 1 目的

認可保育施設については保育の確保、「開所」が原則であることから、金ケ崎町として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休園等の基準及び対応を定めたガイドラインを策定するもの。

## 2 対象

町内認可保育施設

## 3 臨時休園措置等の判断

段階	感染状況	休園措置等
1	・町内の認可保育施設を利用する子どもや施設従事者が濃厚接触者となった場合。	<b>通常開園</b> ただし、濃厚接触者となった者については、自宅療養を要請する。
2	・町内の認可保育施設を利用する子どもや施設従事者が感染した場合であって、発症日が認可保育施設利用日でない場合。	<b>通常開園</b> ただし、発症日前において、接触等が想定される子どもや施設従事者については健康観察期間を設け、体調等に留意する。
3	・町内の認可保育施設を利用する子どもや施設従事者が感染した場合であって、発症日が認可保育施設利用日であった場合。	<b>一部休園・クラス休園・臨時休園</b> 感染の状況や岩手県保健衛生部局の指示を鑑み、一部休園またはクラス休園若しくは臨時休園を要請する。
4	・町内の認可保育施設において感染が拡大し、クラスターが発生した場合。	<b>臨時休園</b> ただし、保育の確保、「開所」が原則であることから、登園可能な子どもについては保育可能な限り受け入れをする。

※臨時休園措置等の判断は、金ケ崎町、認可保育施設、岩手県保健衛生部局にて連携し、感染の状況を鑑みたくえで決定する。

また、閉鎖の期間は、感染状況により自宅療養期間に変動があることから、厚生労働省が示す保育所等における新型コロナウイルスへの対応に則り決定する。

※健康観察期間は原則2日間とする。

※自宅療養者が自宅療養期間を終了した段階において、症状が継続している場合には、認可保育施設の判断において「利用自粛」を要請する場合がある。

#### 4 臨時休園措置等に伴う対応について

(1) 新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となった子ども・保護者の対応

新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となった場合には、速やかに認可保育施設に連絡し、発症日・自宅療養期間等について報告することとする。

(2) 臨時休園措置等を行う際の対応

施設は、臨時休園措置等を伴う状況が発生した場合、岩手県保健衛生部及び金ケ崎町への協議により臨時休園措置を決定し、電話・メール等保護者に確実に伝わる手段を用いて連絡を行うこととする。

#### 5 臨時休園措置等の保育の提供について

臨時休園措置となった場合は、在宅保育を原則とする。

ただし、止むを得ず保育を受けなくてはならない子どもへの保育の提供については、臨時休園措置等実施している場合でも可能な限り施設で行うものとする。

なお、認可保育施設における新型コロナウイルス感染症の発生状況により保育を提供できない場合、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施しないものとする。